

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について（概要）

福祉部高齢介護室

1. 主な改正の理由

令和7年度税制改正（以下「税制改正」という。）により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた。このことにより、介護保険料算定の基礎となる合計所得金額が引き下がるため保険料収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に大きな影響が生じる可能性がある。

そのことを踏まえ、国は、第1号保険料の算定において税制改正前と同様の判定となる（影響遮断措置）よう介護保険法施行令を改正（令和8年4月1日施行）し、介護保険料の予定収入が減少することを防ぐ措置を講じた。

一方、給与所得控除の最低保障額の引き上げを見越して市民税非課税の範囲内で就労時間の調整（所得の増加）を行った被保険者については、令和8年度市民税は非課税であるにもかかわらず、当該影響遮断措置が講じられたことにより介護保険上では課税判定となり、保険料段階が上がる可能性が生じる。そのため、各保険者の判断により、当該者の保険料を令和7年度の保険料段階の額まで減免できることとする特例措置を設けることが可能とされており、本市において当該減免を実施するため、条例を一部改正するものである。

なお、減免については、本人申請に基づくことが基本であるが、当該減免についてはシステム上での対応が可能とされ、本人の個別申請は要しない。

2. 主な改正の内容

附則に特例減免についての規定を加える。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

(介護保険法施行令一部改正)
給与所得控除の最低保障額引き上げに伴う介護保険料の措置について

【①国が行う影響遮断措置の具体例】
1人世帯高齢者における給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴う影響

(令和7年度)

	収入(千円)		所得(千円)		控除額
○ 年金	1,000 千円	⇒	0 千円		1,100千円
○ 給与	1,050 千円	⇒	500 千円		550千円
			合計	500 千円	(所得控除)

課税

<参考>

【給与所得控除の見直し】

給与の収入金額	改正前	改正後
1,625千円以下	550千円	650千円
1,625～1,800千円以下	収入×40%－100千円	
1,800～1,900千円以下	収入×30%－80千円	

【住民税の非課税ライン】

	基本額等	所得控除	収入金額
改正前	450千円	550千円	1,000千円
改正後	450千円	650千円	1,100千円

介護保険料
第6段階 94,210 円／年

▲40千円

介護保険料
第3段階 53,780 円／年
(年金収入＋その他所得の合計 1,400千円)

<法施行令の一部改正>
◆ 第9期計画期間中における介護保険料の減額は保険料収入に大きな影響を与えることから、令和8年度においては税制改正前の基準で算定した保険料を徴収(影響遮断措置)

【②影響遮断措置により生じた事象に対する市の特例減免の具体例】
令和7年度非課税の1人世帯高齢者で給与所得控除の最低保障額の引き上げを見越して就労調整を行い、給与所得額を増加させたことによる影響 ⇒ 給与収入について、令和7年度までの非課税範囲だった「100万円」以内から「105万円」へ増加させた場合

(令和8年度)市町村民税の判定

	収入(千円)		所得(千円)		
○ 年金	1,000 千円	⇒	0 千円	(公的年金等控除 1,100千円)	
○ 給与	1,050 千円	⇒	400 千円	(所得控除 650千円)	
			合計	400 千円	

非課税

介護保険料
第3段階 53,780 円／年
(年金収入＋その他所得の合計 1,400千円)

(令和8年度)介護保険料の判定 (影響遮断措置を講じた場合)

	収入(千円)		所得(千円)		
○ 年金	1,000 千円	⇒	0 千円	(公的年金等控除 1,100千円)	
○ 給与	1,050 千円	⇒	500 千円	(所得控除 550千円)	
			合計	500 千円	

『遮断措置』により課税扱い

介護保険料
第6段階 94,210 円／年

<条例の一部改正>
◆ 給与所得控除の最低保障額の引き上げにより、令和8年度における住民税は非課税であるが、法施行令の一部改正による『影響遮断措置』により課税扱いとなり、介護保険料が増加
◆ このことによる対応として、令和8年度に限りの措置として、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免することが保険者の判断で可能であり、実施には条例改正が必要
◆ なお、本人申請に基づき減免することが基本であるが、当該措置については、本人の個別申請によらず、システム上の対応が可能

議案第 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、就労時間の調整により住民税が非課税であるにもかかわらず令和8年度の保険料段階が上がる者について、令和7年度の保険料段階の額まで保険料を減免する特例措置を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市介護保険条例（平成 12 年和泉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
附 則 （令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例） 第 18 条 略 <u>（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）</u> <u>第 19 条 第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなる者（令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、そのことを本市が保有する情報で確認することができるものに限る。以下「みなし課税者」という。）がある場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 6 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用</u>	附 則 （令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例） 第 18 条 略

新	旧
<u>がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（以下「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも高額な保険料となる保険料段階に決定されたときは、令和8年度分の保険料について、第15条の規定にかかわらず、その決定された保険料段階によって算定した当該第1号被保険者の保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階によって算定した保険料の差額に相当する額を減免する。</u> <u>2 前項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。